

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

令和元年5月24日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、必要な個人情報を本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項）及び同条第1項に規定する利用目的の範囲を超えて実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第10条第2項）についての公益上の必要性の有無並びにそれらに伴う本人への通知の要否（条例第8条第3項及び第10条第3項）について、市長から諮問があった。

- (1) 扶養外住民税非課税者及び3歳未満児が属する世帯の世帯主を対象としたプレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）事業の実施に当たり、交付対象者の把握のため、企画部企画政策課（以下「企画政策課」という。）が西東京市（以下「市」という。）の実施機関内部及び東京都等の外部機関から、事業実施に当たり必要とする個人情報の提供を受ける。
- (2) 企画政策課は、提供された個人情報によりプレミアム付商品券の交付見込対象者を抽出し、扶養外住民税非課税者にあつては購入引換券購入申請書を、3歳未満児が属する世帯の世帯主にあつては購入引換券を送付する。
- (3) 企画政策課は、扶養外住民税非課税者からの購入引換券交付申請に基づき、提供された個人情報により購入引換券の交付要件に該当するかを審査し、交付決定を行う。

なお、申請書には、交付に必要な税務情報を市が公簿確認することへの同意欄を設け、本人同意を得る予定である。

第2 個人情報の種類

企画政策課が収集及び目的外利用をする個人情報の内容は、次のとおりである。

【収集及び目的外利用をする個人情報の内容】

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	生活保護	ア 平成31年1月1日（以下この表において「基準日」という。）における被保護者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成31年1月2日から10月1日までの間に保護が廃止又は停止となった者の氏名、生	市（生活福祉課）

		年月日、性別及び住所	
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付	ア 基準日における支援給付の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成31年1月2日から10月1日までの間に支援給付が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（生活福祉課）
3	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	基準日現在に配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	市（市民課、保険年金課、子育て支援課及び協働コミュニティ課）
4	施設入所等児童等	施設入所又は里親の元に措置されている児童等の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
5	措置入所高齢者	虐待を受けたことにより、施設に入所している高齢者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（高齢者支援課）
6	措置入所障害者	虐待を受けたことにより、施設に入所している障害者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（障害福祉課）

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあったプレミアム付商品券事業に係る個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて、次のとおり結論づけた。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて
企画政策課は、プレミアム付商品券事業見込対象者の抽出及び交付要件の確認を行い、本事業の事務執行を達成するために、第2に規定する個人情報保有機関から個人情報の提供を受ける必要性を有している。

したがって、当該事業の該当者に係る個人情報を、本人以外のものから

収集すること（条例第8条第2項に該当すること。）及び市の実施機関内部（第2に掲げる個人情報保有機関）が目的外利用すること（条例第10条第2項に該当すること。）を、いずれも認めるものとする。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知の必要がないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外規定に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに個人情報保有機関から企画政策課への個人情報の提供に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用の理由について

ア 公益上の必要性

プレミアム付商品券事業は、令和元年10月からの消費税率の引き上げに際し、扶養外住民税非課税者及び3歳未満児が属する世帯の世帯主への負担緩和措置として、国の方針に基づき各市区町村が実施するものである。

扶養外住民税非課税者においては、基準日となる平成31年1月1日において、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等でないこととするほか、平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に生活保護等が廃止され、又は停止された者については購入対象者とする等の要件が示されている。

これらの要件を確認し、プレミアム付商品券事業を円滑かつ速やかに執行するために、市及び外部機関が保有する個人情報を活用することには、公益上の必要性が認められると判断した。

イ 市の個人情報の管理体制等

個人情報の管理については、条例第3条に実施機関の職員の責務規定があり、職員がこの禁止事項に抵触する行為を行った場合、市の服務規程、条例、地方公務員法、地方税法その他関係法令の罰則の規定の適用を受けることとなる。

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から次のとおり説明を受けた。

(ア) 提供を受けた個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては施錠可能なロッカーに保管することとし、

電子情報については本事業専用システム上に保管する。同システムに保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してパスワードの発行等を行い、不正なアクセスを防止する対策をとる。

(イ) 人的セキュリティ対策としては、提供された個人情報、企画政策課に配属されたプレミアム付商品券事業担当職員に限り取り扱うことができるものとし、企画政策課長が管理責任者となる。また、担当職員が税情報を取り扱うに当たり、当該職員に市民税課への兼務辞令の発令を行い、地方税法に規定する守秘義務違反とならないよう措置する。

(ウ) 事業実施期間終了後、システム等における不要となった個人情報は速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを庁内サーバ上に収納し、適正に管理する。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。ただし、本事業の実施過程における個人情報の取扱いに関して、委員より懸念事項の指摘があったため、当該懸念事項については、第5 附帯意見において述べることとする。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、収集した個人情報の利用範囲が市内部に留まること、支給対象者が多数に上ることが見込まれ、本人に通知することにより本事業の実施に支障をきたす恐れがあることから、本人への通知を行わないことについて妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

(1) 本事業を実施するに当たり、収集及び目的外利用をする個人情報は、システム上のデータ連携で取得するのみならず、一部情報については紙媒体で個人情報を取得し、システムに入力すると説明があった。一連の事務作業を行う際に、流出、漏えい等を未然に防止する観点から、システムサーバ上で収集及び目的外利用をする個人情報に係るファイルを明確にし、合理的に保管することで、当該個人情報の保護を図れるよう適切な管理を行うことを求める。

(2) また、収集及び目的外利用をする個人情報には、氏名、生年月日、性別、住所等のほか、生活保護受給の有無、配偶者からの暴力を理由とした避難者情報等、非常に秘匿性が高い内容が含まれている。これらの情報が流出した場合には、犯罪に悪用されかねないことから、流出、漏え

い等があつてはならず、万一、個人情報の流出事故があつた場合には、一度流出した個人情報の回復は不可能であり、甚大な被害を及ぼしかねない。したがって、条例、西東京市情報セキュリティポリシー等に則り、漏えい事故等が発生しないよう、特段の配慮を要した事務執行を図ることを求める。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成31年4月11日	諮問及び審議
令和元年5月24日	答申

以 上